

16・17世紀北ロシアの修道院と農民闘争

土 肥 恒 之

(一)

本稿は、16世紀前半に北ロシアのドヴィナ地方に創建されたアントニェヴォ・シイスキー修道院（Антониево-Сийский монастырь）の一世紀半に及ぶ所領の形成・拡大過程，並びにその過程で惹き起された修道院農民の闘争の社会的性格について，若干の考察を加えようとするものである。本論に入るまえに，我々はまず，この修道院が位置した北ロシアの社会経済的特質について概観しておこう。

16・17世紀のロシアの北部諸地方は，それが海に接した唯一の地域であったため，「沿岸地方」（Поморье）と呼ばれた。海から200キロメートルも内陸へ入った地方でさえ，「沿岸地方」と呼ばれたのである。ところで，この北ロシア＝「沿岸地方」は，M. H. チホミロフの言葉を借りるならば，「特別な地域，国有地農民の郷（черная крестьянская волость）であり，ヴォルガ河から南に拡がる場所とは似ていなかった。そこ低地地方（«низовская земля»）には，多数の貴族ラティフンディヤがみられたし，勤務的土地所有が発達し，はやくにバルシチナが出現し，農奴制が確立された。逆に沿岸地方は，御料地及び国有地の地であった⁽¹⁾。もちろんチホミロフもいうように，沿岸地方の農民生活を「牧歌的な色彩」で描くことはできないが，「農民的土地所有」を基礎にした16・17世紀北ロシアの「自治」（земское самоуправление）⁽²⁾は，農奴制的なロシアの中央（及び南部）と際立った対照を示していたのである。

と同時に，北ロシアほど修道院が普及したところはない。И. У. Бр

(1) M. H. Тихомиров, Россия в XVI столетии. М., 1962, стр. 234.

(2) М. М. Богословский, Поморье в XVII век. «Великая Реформа» т. 1. М., 1911.

ブニッツによると、ほぼ14世紀後半から、ロシアには「新しいタイプの修道院」が出現する。それらは、おおむね社会的出自の低い人々により建てられたが、彼らは経済的課題のまえではエネルギーに行動する、企業心に富んだ人々であった。即ち彼らの僧院は、精力的に村々、荒蕪地、附屬地、あるいは製塩所や漁場を、そこで働く人々もろとも獲得することにより、自立的な封建的世襲領主へ転ずることに成功したのである。16世紀末までのほぼ2世紀半に150のこうした修道院が誕生したが（14世紀—42, 15世紀—57, 16世紀—51）、それらは国の中央部のみならず、他の地方、とりわけ勤務・士族的土地所有の発展に適さない諸地方に拡がった。そして北ロシアは、こうした「新しいタイプの修道院」の発展に十分な空間を提供したのである。⁽³⁾

辺境の地である北ロシアへの修道院の進出は、かつてキリスト教の禁欲主義的理想の達成への方向と位置づけられ、またこの無人の地の開拓は、修道院植民（монастырская колонизация）の功績として語られてきた。だが帝政時代に作られたこうした「伝説」は、現在では明確に拒否されている。例えば、B. И. コレツキーは、「ロシア北部の開拓において大きな意義を持っていた修道院植民は、実際には、ふつう農民によって既に敷かれた道に沿って進んだ。そのさい修道僧を導いたのは、天上ではなく、地上の実際的利害であった」と批判した。⁽⁴⁾直截に言えば、「農民的土地所有」の支配的な北ロシアで修道院が担った役割は、当該地域の農民の農奴化であったのである。修道院のこうした役割（地方の開拓と農民農奴化）に対して、中央集権を推進していたモスクワ国家は積極的な支持を与えた。したがって「新しいタイプの修道院」の成功は、当時の中央集権化及び封建的抑圧の強化と密接に結びついていた。加えて北ロシアの修道院は、異教のキリスト教化の使命をも担うことになったのである。

「新しいタイプの修道院」は、既述のとおり、16世紀に入っても前世紀に劣

(3) И. У. Будовниц, Из истории монастырского землевладения в XIV—XVI вв. 《Ежегодник по аграрной истории Восточной Европы 1960г.》, Киев., 1962. стр. 67—72.

(4) В. И. Корецкий, Борьба крестьян с монастырями в России XVI—начала XVII в. 《Вопросы истории религии и атеизма》 VI, 1958., стр. 170.

らず建設された。だがそれと同時に、中央政府内部では「世俗化的傾向」が醸成されはじめた。拡大の一途を歩み続けた修道院的土地所有は、中央では本格的に展開された封地制度（勤務・士族的土地所有）と正面から衝突しなければならなかった。⁽⁵⁾ 封地制度の拡大の対象地域ではなかった北ロシアにおいては、この衝突は部分的なものにとどまったが、修道院所領の拡大に伴う周辺の国有地農民の闘争は激しさを加えたのである。

16・17世紀の北ロシアにおける修道院の所領形成・拡大をめぐる諸問題については、ソヴェト史学に限っても、既に多くの研究がある。その主要なものだけ挙げると、北ロシアの最大の修道院の一つ、ソロヴェツキー修道院については、1927年のサヴィチと、最近のポリソフの研究がある。⁽⁶⁾ ヴォログダ在のスパソ・プリルツキー修道院についてはプロコフィエヴァの網羅的な著作がある。⁽⁷⁾ また著名なキリロ・ベロゼルスキー修道院に関しては、コパネフが15・16世紀バロゼルスクの地域史研究のなかで大きく扱い、17世紀についてはゴルフンケリが個別研究を発表している。⁽⁸⁾ 北ロシアを含む、形成期の修道院をめぐる諸問題については、ブドブニツの「聖者伝」史料に基づく遺著がある。⁽⁹⁾

さて本稿で取り上げるアントニエヴォ・シイスキー修道院に関しても、後述の如く、Н. С. Чаяев, Г. Н. Образцов等の個別的な分析、史料紹介、あるいは言及がある。本稿は以上の如き諸研究を基礎に据えながら、シイ

(5) Ю. Г. Алексеев, А. И. Копанев, Развитие поместной системы в XVIв. 《Дворянство и крепостной строй России XVI—XVIII вв.》, сб. ст. М., 1975. にも拘らず, 1550—1570年代には, 政治不安のため一連の大修道院は, 土地所有の最も急激な成長を迎えた。

(6) А. А. Савич, Соловецкая вотчина XV—XVII вв. Пермь., 1927 (筆者未見). А. М. Борисов, Хозяйство Соловецкого монастыря и борьба крестьян с северными монастырями в XVI—XVII веках. Петрозаводск., 1966.

(7) Л. С. Прокофьева, Вотчинное хозяйство в XVII веке. М.-л., 1959.

(8) А. И. Копанев, История землевладения Белозерского Края XV—XVI вв. М.-Л., 1951. А. Х. Горфункель, Рост землевладения Кирилло-Белозерского монастыря в конце XVI и XVII вв. 《Исторические записки》 т. 73., 1963., его же, Антицерковная борьба крестьян в XVII в. 《Ежегодник музея истории религии и атеизма》, IV., 1960.

(9) И. У. Будовниц, Монастыри на Руси и борьба с ними крестьян в XIV—XVI вв. М., 1966.

スキー修道院の所領形成・拡大過程についての諸問題、とくにその過程で生じた農民の闘いの性格を、出来る限り長期的なパースペクティブのなかで検討してみることにしたい。

(二)

修道僧アントニー (Антоний, 1484-1557) が、北ロシアの大動脈、ドヴィナ河の一支流シャ川のほとり (ホルモゴールイから約90ヴェルスタ) に、質素な僧院を建てたのは、1520年、アントニー42歳の時であった。農民の出自を持ち、ノヴゴロドのある貴族のホロープとして仕えたのち (主人の死による解放)、30歳で修道僧となった彼は、やがて小さな修道院での勤務から抜けでて、2人の修道僧とともにエムツァ川辺に、木造の教会、庵室を建て、7年間暮した。だがその間に膨れあがった教会は、周囲の農民の攻撃の対象となったため、アントニーは仲間とともに、さらに北のシャ川にやってきたのである。アントニーによってシャ川の水源地——この地とて、まったくの無人の地ではなく、周囲の居住区と5キロメートルと離れていなかったのだが——に建てられたこの僧院 (アントニェヴォ・シイスキー修道院と呼ばれた) は、彼持ち前の手腕と倦むことを知らぬエネルギーな活動によって、既に16世紀半ばには、⁽¹⁰⁾ 牢固な基礎を確立するのである。

И. У. Будовницは、既述の「新しいタイプの修道院」の特徴の一つとして、初期の修道院指導者のいずれもが、中央政府 (宮廷) と密接な関係を組織したこと、そしてこの関係を通して、修道院周辺の耕地や附属地を、またそれらの免租諸特権などを獲得したことを指摘した。⁽¹¹⁾ この点においてシイスキー修道院も例外ではなかったのみならず、のちに明らかになるように、修道院の所領拡大をいわば赤い糸で貫いていた。即ちアントニーは、僧院の基礎を据えるとまもなく、2人の古老 (старцы) をモスクワ大公、ヴァシリー・イヴァノヴ

(10) И. У. Будовниц, Монастыри на Руси, стр. 271-272. なおクークーシキナの次の研究も、16・17世紀のシイスキー修道院の歴史を概観している。М. В. Кукушкина, Монастырские библиотеки Русского Севера. Л., 1977. стр. 25-28.

(11) И. У. Будовниц, Из истории, стр. 69.

ィッチ（ヴァシリ－Ⅲ）のもとへ派遣した。「奥深い森林のなかの、人里離れた場所に修道院を建て、兄弟が集って、耕作している」こと、即ち創建された修道院の承認と、その土地の下賜を願い出たのである。これに対してヴァシリ－Ⅲは、その使いに修道院建設に入用なものすべてを、アントニーには、健康と自分の子供の来るべき誕生について祈るよう、とのグラ－モタを与えた。このツァーリの慈悲に力を得たアントニーは、更に一層の熱意で修道院建設に邁進した。木造の聖堂、第二の教会、共同食卓、等々が新たに増築された。⁽¹²⁾こうして初期には、自己の労働と周辺住民の施しによって糧を得ていた質素な僧院は、既に1520年代末には、多額の貨幣で土地を購入し、また50人もの修道僧の生活する、大きな修道院へ膨れあがったのである。⁽¹³⁾

1530年代におけるシISKY修道院の事情は、まったく不明である。1541年、アントニーと兄弟（修道僧）は、修道院周辺の森林、附属地そして漁場の下賜を願いでた。この嘆願書には、注目すべきことに、周辺の住民による修道院に対する「無礼」、建物への放火、そして召使いの殺害について述べられており、修道院と周辺農民との激しい対立が既にアントニーの時代から生じていたことを示して興味深いものである。⁽¹⁴⁾これに対して、新しいツァーリ、イヴァン・ヴァシリエヴィッチ（イヴァンⅣ）は、修道院がエムツァ川、シヤ川、ヴァイムガ川の三方向に各3ヴェルスタ、カルゴポリの方向には5ヴェルスタの領有を認め、ドヴィナ地区の百人長（СОТНИК）に、修道院へ下賜した森林や他の附属地の測量を指示した。⁽¹⁵⁾次いで1545年には、当該地域に関する修道院の財政上、裁判上の諸特権を認めるタルハン・グラ－モタ（жалованная тарханная грамота）が与えられた。即ち、これによってドヴィナ当局は、修道院農民に関しては「現行犯の殺人、強盗、窃盗」についても「プラウダ」と「有罪」の裁きをなさず、「修道院の召使と農民は、修道院長アントニー自ら

(12) И. У. Будовниц, Монастыри на Руси, стр. 273-274.

(13) М. В. Кукушкина, Указ. соч., 26. 彼女によると、ヴァシリ－Ⅲのグラ－モタは1524年である。

(14) там же, стр. 27.

(15) И. У. Будовниц, Монастыри на руси, стр. 274-275.

が、すべてにおいて主宰し、裁く」ことを認めたのである。また所領農民からの、国家への納付を含むすべての税は、ドヴィナ当局から修道院へ支払われることになった。⁽¹⁶⁾

こうしてアントニーは、シャ川の彼の修道院の周辺に数ヴェルスタに広がる所領を形成した。彼の晩年には、既に村落1、小スロボダ2、新開村10、部落11、荒蕪地5が修道院所領に含まれ、それらの村々には、農民35世帯41人（男）ボブィリ35人（男）が起居し、耕作と小営業に従事していたのである。⁽¹⁷⁾ アントニーの「伝記」には、B. O. クリュチェスキーによると、死後22年を経た1578年に修道僧ヨナ（Ионна）によって書かれたものと、翌年イヴァンⅣの息子イヴァン・イヴァノヴィッチの手になるものがある。後者は前者の「テクスを縮少し、その修辭を薄めているにすぎない」、という。⁽¹⁸⁾ だがこの事実は、アントニーと彼の修道院が、その所領形成において、いかに深く宮廷のなかにまではいり込んでいたかを示す好個の材料でもあるのである。⁽¹⁹⁾

アントニーの死後のほぼ20年間、修道院長 Кирилло と Геласий の時代についても、現在のところ明らかでない。ところが1577年、ヴォログダのある修道院からシイスキー修道院長へ転じたピチリム（Питирим, 1577-1596）の出現とともに、所領拡大は一段と促進されることになった。ピチリムは就任直後、遠隔の、方々に散在していた修道院の土地と、隣接のエメツツ地区の国有地との交換をツァーリに請願した。ツァーリ（イヴァンⅣ）は、この請願を受け入れ、1578年12月8日付のグラモタで、修道院がシャ川とホロブリシツ川

(16) Г. Н. Образцов, Из истории закрепощения крестьян на Севере, 《Крестьянство и классовая борьба в феодальной России》, сб. ст. Л., 1976, стр. 336.

(17) Там же, стр. 335. ククーンキナは、さらに修道院所有の家畜数（馬51頭、牛71頭、豚59頭）を報告している。M. B. Кукушкина, Указ. соч., стр. 27.

(18) В. О. Ключевский, Древнерусская жития святых как исторический источник. М., 1871, стр. 300-301.

(19) ブドブニツは、かつての聖者伝研究者（А. Кадлубовский）がアントニーを《нестяжатель》に加えたことを批判し、彼の「強欲」ぶりを指摘する。И. У. Будовниц, Монастыри на Руси, стр. 40, 276. なお《нестяжатель》の研究史に精緻な検討を加えた、栗生沢猛夫「《нестяжатель》研究とその問題点」『史学雑誌』83編1号, 1974年参照。

の方向へ15ヴェルスタ、カルゴポリの方向へ50ヴェルスタを領有すること、即ち森林、湖そしてあらゆる附属地をもつ国有地を修道院へ下賜したのである。グラモタには直接指摘されていないが、このエメツ地区の国有地は、22の部落（農民55世帯60人、ボブイリ6世帯6人）を含んでおり、これら国有地農民は、一夜にして修道院農民へ転化された。あわせて、当該地域の財政・裁判上の諸特権が修道院に認められた。⁽²⁰⁾この結果、シスキー修道院は自己の所領をほぼ2倍に拡大することに成功したが、同時にその後ほぼ70年に及ぶ農民の執拗な闘争の種がここに播かれたのである。その前に我々は、これまで無前提に用いてきた「国有地」、そして「農民的土地所有」について、多少の説明を加えておかなければならない。

アントニェヴォ・シスキー修道院所蔵の未公刊の農民の土地取引文書を分析したA. И. コパネフの最近の研究によ⁽²¹⁾ると、16世紀半ばのドヴィナ地方において、封建的土地所有（即ち教会・修道院的土地所有）は、全郷の土地の約5%にすぎなかった。投網漁場（тоня）や製塩所（варница）などの小営業施設を含めて、ドヴィナにおける基本的土地所有者は、農民であった。彼ら国有地の農民は、聖俗領主のもとで土地を耕すが、その土地を管理する権利を持たない、即ち土地の利用者にすぎない隷属農民とは異り、自己の土地を自由に管理（したがって処分）できる土地の所有者であった。彼らは自己の土地を売却し、⁽²²⁾ 抵当に入れ、交換し、遺贈し、嫁入り道具として与え、分割したのである。

(20) Г. Н. Образцов, Указ. соч., стр. 337-338. タルハン・グラモタの内容は、1545年のものと同じであり、こうしてシスキー修道院は、ドヴィナの地方組織から独立の状態におかれたのである。

(21) А. И. Копанев, Крестьянское землевладение Подвинье в XVIв. 《Проблемы крестьянского землевладения и внутренней политики России》, сб. ст. Л., 1972. его же, Дипломатика поземельных актов Двинских крестьян XVIв. 《Вспогательные исторические дисциплины》, т. VI. Л., 1974. ここではコパネフによって解明された特質だけに限定される。

(22) それらは文書（купчая, отступная, закладная, меновая, мировая, дельная, отводная）として残された。但し国有地（черносошная земля）とは若干性格が異なる土地（своеземческая, оброчная）も存在したが、16世紀前半を通じて、後者は前者に融合されていった。

なかでも土地の購入・売却を示す史料 (купчая, отступная) の、16世紀を通じての圧倒性は、国有地において土地は、「最も売れゆきのよい商品」であったことを、また16世紀後半における данная 史料の著しい増加は、ドヴィナにおける修道院による土地獲得活動の活発化を、それぞれ反映していた。しかもこれらのすべての取引は、国家とその行政組織のなんらの干渉なしに行なわれた。したがって我々は、これらの土地取引文書のなかに、「農民的土地所有」権の完全な実現を認めることができるのである。⁽²³⁾

国有地農民は、自己の土地を「私の所領」、「父の部落」、「祖父の土地」(«Вотчина моя», «станка отца», «земля деда»)と呼んだ。即ち彼らが父祖から相続し、あるいは貨幣により獲得し、森林を切り拓いて獲得した土地を、自己の「所領」として管理することを、農民は正当とみなした。こうして「相続、獲得、労働は農民的土地所有の三つの基礎」であり、この上にたった農民の土地所有に関する権利意識は、16世紀を通じての国有地農民の内部に共通であり、そして不変であったのである。

だが国有地農民の土地所有が、自己完結的であったわけではない。土地取引文書には、明確な境界をもつ、したがって他人に譲渡しうる、農民の私有地と、境界の指摘を欠いた附属地とがはっきりと区別されており、後者は共同利用、共同所有であり、取引の対象にはならなかった。こうして土地取引文書は、この区別により、村の附属地への新しい参加者＝土地購入者の権利を、取引にさいして規定したのである。(附属地の次には、それが共有であることを示す、次の文句が付された。«где што к той деревни изстари потягло», «и со всеми угодьи, что к той деревне из старины потягло»)。

以上の意味で、コパネフは、国有地村落を「オープンチナ制度によって結ばれた農民アロッドの総体」と規定したのである。⁽²⁴⁾云うまでもなく、「農民的土地所有」に立脚した国有地村落は、15世紀末には中央部に著しく残存していた。だが16世

(23) コパネフのほか、例えば А. А. Амосов, Крестьянский архив XVI столетия. «Археографический Ежегодник за 1973г.» М., 1974. стр. 206-209. 参照。

(24) Ю. Г. Алексеев, А. И. Копанев, Развитие поместной системы в XVIв, стр. 65. なおコパネフを含む、ソ連の研究者の中世共同体論を紹介している、石戸谷重

紀を通じての、国家権力による封建領主、とりわけ士族層への国有地の分与の結果、世紀末には北部にのみ、残されることになった。16世紀のドヴィナにおいても修道院所領の拡大が進行していたとはいえ、依然として、こうした国有地村落が支配的であった、といえよう。⁽²⁵⁾

さて、1578年のイヴァンⅣのグラモタによるエメツツ地区——「北部のすべての地域のなかで、農業と牧畜のために最も良好な条件」⁽²⁶⁾を備えていた——の国有地のシイスキー修道院への下賜にさいして、国有地農民がこれに抵抗したことを物語る、なにか纏まった史料が残されているわけではない。だがB. И. コレツキーは、ロシア農奴制形成に関する最近の著作⁽²⁷⁾のなかで、16世紀後半における農民の階級闘争の多様な形態（領主やその召使の殺害、緊縛文書の奪取と破棄、逃亡から放浪芸人スコモローフ、偽予言者の活動まで）を分析したが、そのなかでシイスキー修道院に対するエメツツ地区の農民の抵抗、闘争について触れている。即ちコレツキーによれば、(1)修道院の権威の高揚を狙って、まさにこの時期に書かれたアントニーの『伝記』には、農民そして教区教会の僧侶（Харитон）の不服従について述べた箇所があること、(2)ツァーリの指示が、ほぼ10カ月の空白期間ののち、1579年9月18日によりやく実施されていること、(3)修道院の要請により「ツァーリの使い」（«царский посланник»）が派遣されていること、等を指摘し、下賜の前夜である1570年代における農民と「修道院とのアクティヴな闘争」の存在と、78・79年における「極端な尖鋭化」⁽²⁸⁾を推論した。

コレツキーの分析で、以上に劣らず興味深いのは、このシイスキー修道院の農民「闘争」のイデオロギーについての言及である。即ちアントニーの『伝

郎「中世ロシアの共同体についての覚書」『ロシア史研究』№27, 1978年参照。

(25) 他方で、こうした「農民的土地所有」が、土地の回転（мобилизация）を促進し、村に階層分化（「財産的不平等」）をもたらしたことにも着目する必要がある。この点に関しては、Н. Е. Носов, Становление сословно-представительных учреждений в России. Л., 1969. стр. 240-284 参照。

(26) М. В. Кукушкина, Указ. стр. 26.

(27) В. И. Корецкий, Закрепощение крестьян и классовая борьба в России во второй половине XVIв. М., 1970.

(28) Там же, стр. 257-262.

記』には、ドヴィナ地方の農民と低い階層の僧侶のあいだには、異端的空気、具体的には農民によるアントニーの聖性と奇蹟をおこす能力の否定、が普及していることが語られている。そこで想起されるべきは、この地へ、奇蹟を否定する教えを説いたかのフェオドシー・コソイ (Феодосий Косой) の弟子の一人、イグナチーが教会とツァーリ権力の迫害から逃れた、という事実である。だがコレツキーは、ここから直ちに、農民の闘いを「イグナチーのプロパガンダの結果」とみるのではない。そうした可能性をも否定せず、むしろここでは「正教会イデオロギーに反対する見解が、自己の土地と自由のための闘争の過程で、農民の内部に萌芽してきた」という考えを示しているのである。⁽²⁹⁾

我々の手元には、コレツキーの魅力的な仮説を検証する材料は、なにもない。だがこの「闘争」の存在を認めるにしても、このことは周辺の他の国有地農民のすべてが、修道院に抵抗したことを意味しない。なぜなら国の中央部では、オプリーチニクに対する恐怖から1560-70年代にとくに増大した *закладничество* は、北部では80-90年代に、まったく別の理由、即ち国家による徴税の強化からの脱出の志向により生じた。そのさい国有地農民の「牽引力」となったのは修道院のもつタルハンであり、とくに小営業や商業を営む富裕な農民にとって、修道院は、厳しい徴税から逃れることのできる「唯一の静かな入江」であった。「最大限完全なタルハン」を所有していたアントニエヴォ・シイスキー修道院のもとへも、国有地農民が「身売り」したことが、チャエフによって既に明らかにされている。⁽³⁰⁾ また様々な理由により物質的困窮に陥ちた農民——北ロシアにおける農民の「財産的不平等」を想起せよ——、また過重なミール税の負担に耐えられない農民は、自ら保護と庇護を求めて修道院のもと

(29) Там же, стр. 262-263. なおコレツキーは、20年程前にコソイ研究を発表しているほか、本書でもコソイ関説している。В. И. Корецкий, К вопросу о социальной сущности «нового Учения» Феодосия Косого. «Вестник МГУ», 1956. №2, его же, Закрепощение крестьян, стр. 245-252.

(30) Н. С. Чаев, К вопросу о сыске и прикреплении крестьян в Московском государстве в конце XVI века. «Исторические записки», т. 6., 1940. стр. 151-156. なおソ連の農奴制形成史研究におけるチャエフ論文の意義を論じた、鳥山成人「16世紀末ロシアにおける農民農奴化について」『スラヴ研究』, №. 19. 1974年, 26-30頁参照。

へ移ったことも指摘されねばならぬ。⁽³¹⁾ともあれ、シイスキー修道院は、一方でその所領拡大により周辺の国有地農民と衝突するとともに、他方でその諸特権によって彼らを引き寄せる力（と幻想）を持つ、地域の新しい支配者としてしっかりと定着したのである。1593年の史料には既に、アントニーの晩年のほぼ2倍に相当する、農民116世帯140人、ボブイリ63世帯がシイスキー修道院に所属していた。⁽³²⁾これら農民とは別に、雑役に従事する下男（детеныши, слуги）、あるいは季節的雇傭労働者（наемные казаки）が修道院のもとで働いていたが、⁽³³⁾後者は、修道院経済の発展に応じて、森林の伐採、材木、塩、村々からの食糧、等々の運搬、また時には収穫物の取入れのために備われたのである。⁽³⁴⁾

（三）

アントニエヴォ・シイスキー修道院は、こうして16世紀後半を通じて着々と所領の拡大と強化を図ったが、その歴史において最も成果のあがった時期は、修道院長ヨナの時代（Ионна, 1597-1634）であった。そしてこれには、一つの偶然が介在していたのである。

16世紀末—17世紀初頭のいわゆる「動乱時代」のさなか、時のツァーリ、ボリス・ゴドゥノフによって、この北辺の修道院へ一人の有力なる政治的敵対者

(31) Г. Н. Образцов, Указ. соч., стр. 337.

(32) Там же, стр. 335.

(33) Там же, стр. 334. なおキリロ・ベロゼルスキー修道院とヨソフォ・ヴォロコラムスキー修道院について、この問題を扱った、В. А. Петров, Слуги и деловые люди монастырских вотчин XVI в. 《Вопросы экономики и классовых отношений в Русском государстве XII—XVII вв.》 сб. ст. М—Л., 1960 参照。

(34) ここでシイスキー修道院の商業活動について触れておく。北ロシアの修道院においては、周知の如く、穀物の購入と塩の売却が最も典型的な商業活動であったが、シイスキー修道院も例外ではない。1575年から1590年にかけて、ほぼ連続的に各都市で穀物を購入していたことがА. Г. Маньковの16世紀価格変動史研究から、また16世紀には既に著名であった北ドヴィナ河の河口、ネノクサに製塩所を持っていたことがザオゼルスカヤの資本主義の「起源」研究から、判明する。シイスキー修道院は、こうした商品の売買を、アルハンゲリスク、ヴォログダ、そしてモスクワの特別の館で行ったのである。А. Г. Маньков, Цены и их движения в Русском государстве XVI века. М—Л., 1951, стр. 27—28. Е. И. Заозерская, У истоков крупного производства в Русской промышленности XVI—XVII вв. М., 1970, стр. 128—129.

が追放されてきた。この囚人は、ここで剃髪し、フィラレートと名乗った。いうまでもなく、彼こそ1613年に成立するロマノフ王朝の初代ツァーリ、ミハイルの実父であり、その時代の事実上の政治的支配者であったのである。⁽³⁵⁾ こうして短期間（1599-1606）であれ、この囚人と彼の保護者ヨナとの間に結ばれた親密な間柄が、ヨナとヨナの修道院の拡大に大きな可能性を与えることになった。即ち1619年、フィラレートが総主教の座に就くとともに、この可能性は現実のものとなった。1620年ヨナは、広大な「沿岸地方」の総主教デシャチナの行政に関する、総主教の代理人を委ねられ、行政と裁判、総主教税やデシャチナ下の教会と修道院からのダーニの徴収、にあたることになった。このことは、北ロシアのもう一つの重要な中心地、ソロヴェツキー修道院に比肩する意義と役割がシイスキー修道院に与えられたことを意味したのである。⁽³⁶⁾

修道院所領に眼を転ずると、ここでも大きな飛躍がみられた。1616-1618年に、北ロシアにある二つの修道院（所領農民62人）が、シイスキー修道院へ「吸収合併」された。1623年には、ミハイル・フョードロヴィッチのグラモタにより、近隣の若干の部落（8世帯）が下賜された。他に修道院は、多様な手段を用いてエメツツ地区の30部落と著しい数の牧草地を獲得した。⁽³⁷⁾ 特権商人コブリョフの三つの大製塩所（生産高4,000プード）を手に入れたのも、ヨナの時代であった。⁽³⁸⁾ こうして16世紀末から37年間にわたって修道院長を務めたヨナの「強欲な活動」は、ひときわ際立っていた。だがヨナの眼は、外に向けられただけでなく、内に、即ち修道院農民の搾取の強化となってもあらわれた。以下で我々は、ヨナによって導入された搾取強化の諸策と、これに対する農民

(35) 例えば、J. L. H. Keep, *The Régime of Filaret, 1619-1633*. *The Slavonic and East European Review*, XXXVIII, 1960. 参照。

(36) Н. С. Чаев, *Из истории крестьянской борьбы за землю в вотчинах Антониева-Сийского монастыря в XVIIв.* «Исторический архив», т. 1, 1936, стр. 27-30.

(37) Г. Н. Образцов, *Указ. соч.*, стр. 343-344. なお1627年には、農民160世帯227人、ボブイリ84世帯85人が記録されている。

(38) Е. Н. Заозерская, *Указ. соч.*, стр. 128-129. なおザオゼルスカヤは、Н. С. Чаев, *Из истории вотчинной политики крупного духовного феодала Поморья в середине XVIIв.* «Ученые записки ЛГУ», серия исторических наук, вып. 8, 1941 の参照を求めているが、筆者は入手できなかった。

の抵抗を、チャエフの紹介史料⁽³⁹⁾によって、出来る限り具体的に把握しておくことにしよう。

1607年12月5日、シイスキー修道院長ヨナは、ツァーリ、ヴァシリー・シュイスキーに次のような内容の嘆願書を書いた。シイスキー修道院は、イヴァンⅣにより、いろいろな地区に散在していた、古くに購入した修道院の部落と、エメツツ地区の国有地部落との交替を認められた。にも拘らず、現在このエメツツ地区の農民は、「修道院長に力づくで抗し、我がグラモタを聞かず、他の修道院農民が支払うように、ダーニとオブロクと三分の一の穀物を修道院に支払わず、修道院の賦役（изделье）をなさず、そして……修道院長と兄弟に聴き従わず、大きな損失をもたらしている」。こうして旧国有地農民の抵抗に手を焼いた修道院長ヨナは、ツァーリの指示を求めた。ツァーリも、この求めに応じ、農民が「修道院長とその兄弟に属する修道院部落の、旧来の土地に住み、部落を空にせず、ダーニとオブロクとあらゆるポダチを修道院に与え、修道院の賦役をなすように。以前の修道院長のとき、そうであったように」と指示し、更に「我々の勅令に違反」した農民には「刑罰」（＝投獄）を加える、と威嚇したのである。⁽⁴⁰⁾

上の史料から我々は、旧国有地農民が、修道院の貢租支払い、賦役遂行の要求に服さず抵抗したこと、その理由は、彼らの身分の転化に関連するものであったこと、を知ることができる。だが、何故17世紀初めに、ヨナの時代にこれが問題化したのであろうか。けだし、エメツツ地区の国有地部落が修道院所領へ下賜されたのは、したがって旧国有地農民の修道院農民への身分の転化は、既述のように1570年代末であり、その時点から既に約30年を経ているからである。この点についての十分な説明を、我々は1606年から毎年続けて提出されたエメツツ地区農民の嘆願書に見ることができる。即ち嘆願書はまず、彼らが「古くから、曾祖父、祖父そして父は、……君主の国有地（в черные сохи）に住んでおり、ダーニ、オブロク、そしてあらゆる君主の年収を、小ソーハか

(39) Н. С. Чаев, Из истории крестьянской борьбы за землю, стр. 35-65.

(40) Там же, №. 1, стр. 35-36.

ら各2ルーブリ26アルティン4ジェニガ、支払っていた」と述べた。ところが前の修道院長ピチリムの時の「嘘の嘆願書」(《ложная челобитна》)により、アンドレイ・トルストイが、この国有地部落を修道院へ割付けた。だがその代替の修道院部落は、農民には与えられなかった。こうして農民は、それ以後、こんどは修道院へ同額のダーニとオブロクを支払ってきたのである。ところがこの度は、その「嘘の所有」(《ложное владенье》)に基いて、修道院は「農民からダーニとオブロクを2倍、3倍と取り立てる」。また修道院長ヨナと兄弟は、農民の部落から「良質の耕地や採草地を取り上げ、自己の修道院の土地へ入れ」たり、他所では、農民から「穀物と干草」を部落ともども取り上げ、「彼らの家々を打ち壊し、連れ出し、多くの農民を村からどこかへ追い払った。今、彼ら〔追放された農民〕は、妻子とともに、家々の間を乞食している(волочатся меж двор)」。こうして修道院は「多くの農民を苦しめ、打ち、彼らの家財を掠取し、あらゆる強制を行った」と嘆願書は訴えたのである。更に別の嘆願書には、上記の搾取強化・掠取に加えて、農民が「必要のため、自己の所領部落を購入、売却し、抵当に入れる」自由——既述のように、これこそ国有地農民の固有の権利であった——を奪ったこと、修道院での労働に、毎年小ソーハから3人、「その他に農民は、修道院で賦役をなし、土地を耕し干草を刈る」ことを強制した⁽⁴¹⁾こと、が指摘されている。

旧国有地農民の以上のような嘆願書の内容から明らかなことは、ヨナが修道院長に就任して以来、農民の経済的及び権利状態は、急激に悪化したことである。即ち前修道院長ピチリムの時、エメツツ地区の農民は、国有地農民として国家へ納付していたと同額の賦課租を、こんどは修道院へ納めることになったが、経済状態そして権利状態のうえで変化はなかった。ところがヨナの時代に入ってから、貨幣オブロクは「2倍、3倍」へ引き上げられたのみならず、従来通り享受していた自己の土地管理権(自由な売却、抵当)が奪われた。またそれに伴い、良質の耕作地、採草地が取り上げられ、修道院の直営地での賦役

(41) Там же, № 2, стр. 36-37, 40-41.

（耕作，草刈）が義務づけられた。こうした修道院側のかつてみられなかった攻勢（貢租・賦役の増強と導入）に対して，農民は「力づくで抗した」のである。そしてここで，とくに注意しておかなければならないのは，エメツツ地区の旧国有地農民の抵抗を支えていたのは，1570年代末の下賜が，「嘘の嘆願書」によるものであり，従って修道院によるその獲得＝所有は「嘘（あるいは偽）の所有」にほかならない，という事実認識，そして彼らが先祖代々，国有地に住み，君主に一定額の貢租を支払い，仕え，そして自由な土地管理権をもつ国有地農民である，という自己認識であったこと，である。こうした国有地農民であることを抵抗の武器として闘う農民と，それを否定し，譲らぬ修道院との「紛争」に対して，シュイスキー政府は，1610年フィリップ・ジノヴィエフを派遣して搜索（обыск）にあたらせた（それは農民の要求でもあった）。⁽⁴²⁾

ジノヴィエフの搜索は，修道院長や古老などの修道院側，スタロスタ，居酒屋，そしてあらゆる農民の農民側，の双方の側から証言，記録の提出を求めたのは，いうまでもなく，更に周辺の他の国有地農民からも証言を求めた。五十人長，十人長をはじめ全農民（120人を越える）は，エメツツ地区の農民は「彼らの曾祖父，祖父，そして父および彼らは，国有地の自己の部落に住んでおり，我々の国有地部落と一緒に，ダーニとオブロクを支払った」こと，1570年代末の下賜にさいしては，代替の部落が農民に与えられなかったこと，など，農民側の主張を全面的に認める「プラウダ」を語った。教区の僧侶は，前者については，まったく同じ証言を，後者に関しては，「与えられたか，与えられなかったかは知らない」と述べた。これに対して，修道院側は，「この部落は，古くから我々が修道院のものであり，君主の国有地には，その農民ともども，あったことはなかった」という主張を変えることはなかった。だが修道院にとって決定的に不利であったのは，その文書を修道院火災のさいに，焼失してしまったことである。⁽⁴³⁾そして，君主の勅令，グラモタ，搜索（обыск），

(42) Там же, №. 2.

(43) Там же, стр. 42-45, 39. この火災の時期については史料には明記されていないが，クークシキナによると，シュイスキー修道院は三度火災にあっている（アントニーの時代，1593年，1658年）。М. В. Кукушкина, Указ. соч., стр. 29.

など（他に *купчая, крепость, платежная опись*）に基いてジノヴィエフは、エメツツ地区の農民の主張を正当と認めた。⁽⁴⁴⁾ こうして、彼らは、旧来の国有地農民に復帰し、ダーニやオブロクを「他の国有地に応じて」支払うことが指示され、修道院は過去に農民から集めたダーニとオブロク、農民から取り立てた穀物や干草を返還せねばならなかった。エメツツ地区の旧国有地農民と土地と自由のための闘いは、こうして「勝利」したのである。⁽⁴⁵⁾

1613年、ミハイル・ロマノフが即位し、ここにロマノフ王朝が成立した。と同時に、エメツツ地区の国有地農民のこの状態も一気に逆転された。即ちシイスキー修道院長ヨナは、この年早速、新ツァーリに嘆願書を送り、そこで、既に4年間、国有地農民として暮しているエメツツ地区の農民の、シイスキー修道院への返還を願い出た。⁽⁴⁶⁾ そしてドヴィナの地方長官ミキータ・プーシキンは、送付されてきたツァーリのグラモタに基き、「搜索もなしに」、アルハンゲリスクの町から100人の銃兵士を派遣し、農民を「連行し」、「枷をはめて」町の牢獄に投げ入れたのみならず、「シイスキー修道院長と兄弟の教唆により」彼らを鞭うち、その後修道院へ引き渡した。それだけでない。農民は「虚偽の嘆願をせず」、「修道院長と兄弟を憎まず、聴き従い……」、賦課されたダーニ、オブロク貨幣、穀物を支払うこと、また過去4年間のダーニとオブロクを償うこと、という内容の「念書」をとられたのである。⁽⁴⁷⁾

こうして1610年の「勝利」、国有地農民への復帰は、僅か4年の短命に終わった。エメツツ地区の農民は、再び修道院農民として、ダーニとオブロクをシイスキー修道院へ支払うことになった。だがそれは、文字通り以前の「2倍、3

(44) Н. С. Чаев, Из истории крестьянской борьбы за землю, стр. 39-40,

(45) Чаевは、この「勝利」を農民にとっても「意外な転換」であったとし、その理由を、シイスキー政府の農民政策の転換というよりは、「トゥシノの総主教」フィラレートにシンパシーを寄せているヨナとヨナの修道院に対する、ツァーリ政府内部の態度の変更に求めている（Там же, стр. 32.）。だがこの解釈は、当時の政治状況に照しての推測であり、また意外性をいうためには、少なくともこの種の「勝利」の例外性（あるいは皆無）を証明せねばならない。

(46) Там же, №. 6, стр. 57.

(47) Там же. Чаевはこうした「念書」が、現在32通残されていると述べているが、この史料では3通のみ紹介されている。№. 3, №. 4, №. 5.

倍」, 即ち7ルーブリに引き上げられたのである。⁽⁴⁸⁾17世紀30-40年代における修道院農民の物質的状態の悪化は, オブラズツォフによれば, 修道院からの借金, 及び播種用のライ麦, 小麦の借入の恒常化に顕著に示されたが,⁽⁴⁹⁾ ヨナの時代が終っても, 農民搾取の強化は終らなかった。1647年からは, 一挙に17ルーブリへと, 強制的に引き上げられ, その他に, 修道院での賦役, そして丸太や薄板などの修道院商品の無償の納付, を義務付けられた。こうした苛斂誅求は, 結果として, 多くの農民を破滅そして四散に追いこみ, 富裕な農民でさえ, 自分の部落を放棄しようとしたのである。⁽⁵⁰⁾

1647・48年, エメツツ地区の農民は, ドヴィナの地方長官に, モスクワから, 修道院と商人が所有している *оброчная и тяглая земля* の搜索実施の指示がなされた機会を捉えて, 再度嘆願書をもって立ち上った。そして農民は, この度も, 30年前の主張を繰返したのである。即ち嘆願書には, (1)彼らが先祖代々, 国有地農民として, 君主へ貢租を支払い, 仕えてきたこと, (2)イヴァンIVの時, 修道院の「嘘の嘆願書」により, シイスキー修道院に割付けられたが, その後も旧来と同額の貢租を支払い, 土地を自由に管理できたこと, (3)ヨナの時代に入って, 貢租が「2倍, 3倍」に引き上げられ, また土地管理権が奪われたのみならず, 良質の耕地, 採草地が取り上げられ, 追放されたこと, (4)1610年, ヴァシリー・イヴァノヴィッチの指示により, 再び旧来の状態に復帰し, 他のドヴィナ人と一緒に, 君主に貢租を支払ったこと, (5)だが再び, 1613年の修道院の, 全く事実と反する「嘘の嘆願書」により, 搜索もなしに, 修道院へ暴力的に強制編入され, 従順を誓わされたこと, (6)1613年から1647年まで7ルーブリ, 1647年からは17ルーブリの貢租支払いの他, あらゆる賦役を課せられ, こうした異常の強制のため, 豊かな農民さえ, 自己の部落を放棄していること, が述べられるとともに, 彼らが「以前のように大公のもとで, シイスキー修道院のもとでなく」仕えることを願い出たのである。モスクワへ派遣された代表嘆願人 (ходок) が, ヴァシリー・イヴァノヴィッチのグ

(48) Там же, стр. 52, 57.

(49) Г. Н. Образцов, Указ. соч., стр. 345.

(50) Н. С. Чаев, Из истории крестьянской борьбы за землю, стр. 52.

ラーモタの写し、フィリップ・ジノヴィエフの調査簿 (отписные книги), 等を携行したことはもちろんである。⁽⁵¹⁾

これに対して修道院は、この嘆願書を持った代表嘆願人の行動を妨害するとともに、自らも、モスクワへ、修道院は農民に対してノーマルに賦課しており、農民こそ貢租滞納者である、訴えた。そして「農民は、60年以上も修道院のもとで暮しており」、もし農民がいなくなるようなことになれば、修道院は完全に荒廃し、修道僧は「餓死」するであろう、と。⁽⁵²⁾

モスクワでの審理、そして判決は、しかしながら、この度は、修道院に全面的に有利に解決された。ヴァシリー・シユイスキーのグラモタの写し、そしてジノヴィエフの調査の写しによる、農民側の主張は、それらがホルモゴールイ——正式な土地登記所——に提出されていなかったが故に、「作られたもの」、即ち偽造と宣せられ、却下されたのである。⁽⁵³⁾ こうしてエメツツ地区の部落と農民に対するシユイスキー修道院の諸権利が再確認された。農民には、過去の年月の賦役不履行の償いが求められたのみならず、不服従の者は鞭打たれ、この騒擾において最もアクティブなものは、修道院所領からの追放が宣せられたのである。⁽⁵⁴⁾ こうしてエメツツ地区の国有地農民の、アントニエヴォ・シユイスキー修道院に対する長期の、かつ執拗な闘いは、農民側の完全な敗北でもって終りを告げた。我々は、17世紀後半には既に、嘆願書の提出による修道院権力からの解放（あるいはその制限）という、旧来の、合法的な形態による闘争に出会うことはないのである。

最後に我々は、1649年法典以降の農民闘争についても、簡単に触れておきた

(51) Там же, стр. 50-52, 55-57.

(52) Там же, стр. 58. 裁判にいたるまでの経過及び裁判については, Г. Н. Образцов, Уложение 1649г. и крестьяне вотчины Антониево-Сийского монастыря. «Исторический записки», т. 63, 1958. стр. 270-274 に詳しい。

(53) Н. С. Чаев. Из истории крестьянской борьбы за землю, №. 7, стр. 60. 他方, 修道院側はこれまで提出されたことのない, 焼失したイヴァンⅣのグラモタの写し, を裁判に提出した。チャエフは, これこそ「偽造」である, と言い切っている (Там же, стр. 34.)。

(54) Там же, стр. 64

い。この時期の修道院権力の、より一層自信に満ちた、エネルギー⁽⁵⁵⁾な攻勢に対して採られた農民の主要な抵抗形態は、逃亡であった。即ち1649年迄、皆無であった逃亡に関する史料——このことは、逃亡の皆無を意味するものでは、もちろんない——に、我々は17世紀後半に入って、幾つも出会うのである。⁽⁵⁶⁾一つの例だけ引こう。

1675年から1678年にかけて、ドヴィナ地方は深刻な飢饉に襲われた。1678年の調査簿からは、60件の逃亡例が判明するが、その大部分は、1676、77、78年に生じた。即ち「穀物の貧しさと凶作のため」、「食糧のため上流の町々へ出掛けていった」のである。こうした大量の逃亡農民の対策に苦慮して、1678年、修道院はフョードル・アレクセヴィッチに次のような嘆願書を送った。即ち過去の年月、修道院所領から「修道院の古くからの農民が逃亡し、……いまホルモゴールイやアルハンゲリスクの町に砲手として住み、[あるいは]他の郷にいる。土地台帳と検地帳（дозорные книги）には、こうした農民の父や兄弟が、シイスキー修道院に登録されている……」。これに対してツァーリは、「我が勅令と会議法典と土地台帳と検地帳により、修道院所領が荒廃しないように、そして古老や召使や農民に、科料（продажа）や損害がないように、これらの逃亡農民を捜索し、引き渡すべし」と指示したのである。⁽⁵⁷⁾

上の例は、飢饉を契機とした逃亡であり、したがって、修道院による農民搾取の強化による逃亡、を示す、少くとも直接的素材とはなりえない。またこの時期の農民の主要な抵抗形態が逃亡であった、という先の我々の指摘を十分に裏付けるものでもない。だが、ひとたびシイスキー修道院の外に眼を向ける時、我々は到る所で、逃亡農民の「大量現象」に出会うことも事実である。同じ北ロシアのキリロ・ベロゼルスキー修道院の農民闘争から、若干の事例を引

(55) Г. н. Образцов, Уложение 1649г., стр. 274. この時期、修道院院長を務めたのは、フェオドシー（Феодосий, 1643 - 1652, 1663 - 1688）であった。1678年の調査簿では、既に402世帯の農民が記録されている。И. А. Булыгин, Монастырские крестьяне России в первой четверти XVIII в. М., 1977. стр. 150. なお修道僧も1644年に153人、1658年には184人にまで増加した。М. В. Кукушкина, Указ. соч., стр. 29.

(56) Г. Н. образцов, Уложение 1649г., стр. 275 - 282.

(57) Там же, стр. 276, 280 - 281.

いておこう。ペロゼロスキーの国有地を主要源とするペロゼロスキー修道院の所領形成過程が、「激しい階級闘争の条件のもとで生じた」ことは、A. И. コパネフの研究によって、十分な検討が加えられている。⁽⁵⁸⁾だが旧国有地の村々が修道院所領に組み込まれたのちも農民は闘争を止めなかった。即ちゴルフンケリは、17世紀を通じて、修道院の日常生活が、農民との絶え間ない闘争によって充たされていたことを明らかにしている。⁽⁵⁹⁾例えば、農民は、修道院の畠から穀物を持ち去り、干草を盗み、森林を盗伐し、草刈場を踏み荒し、境界木を切り倒し、修道院の川や湖で漁獲した。またバルシチナ労働の拒否（村から出役をださない、修道院倉庫や納屋の建設の拒否）や、その手抜き労働（採草地を下手に刈る、時間通りつとめない、遅刻する）、オブロクの不払い、をもって搾取強化に抵抗した。⁽⁶⁰⁾だがここでも指摘されるのが、17世紀後半からの農民搾取の強化であり、そしてこれに対する農民の「唯一の出口」が「所領からの逃亡」であった点である。⁽⁶¹⁾例えばある所領（Пшехонская вотчина）からは、1678年の時点で、住民の10%以上（60人）が逃亡したが、その内訳は1657/58 - 1669/70年に9人、1670/71年に30人、1671/72 - 1675/76年に8人、他に逃亡時期の不明のものが13人、であった。またある村（с. Олохово）では、住民のほぼ半数（80人のうち35人）が、1665/66 - 1682/83年に逃亡した。こうして「逃亡は、文字通りキリロ・ペロゼロスキー修道院所領において、日常的現象であった」⁽⁶²⁾。こうした逃亡の大量現象、農民の零落は、修道院所領の約25%を荒廃に導き、17世紀末にいたって、修道院はオブロクとバルシチナの規模の縮

(58) А. И. Копанев, История землевладения Белозерского края, стр. 185 - 202. 耕地, 採草地の境界をめぐる争い, 修道院の古老の土地からの追放, 修道院管理人に対する暴行及び彼らの撲殺, 修道院の耕地の採草地, 森林への無断立入り, 等々の諸形態が指摘されている。なお, 八重樫喬任「キリロ・ペロゼロスキー修道院史料における共同体について」『天理大学学報』62輯, 1970年参照。

(59) А. Х. Горфункель, Антицерковная борьба крестьян. 17世紀末のペロゼロスキー修道院は, 全国16の郡に, 農民5,500世帯をかかえる, 屈指の大領主であった (Там же, стр. 248)。その拡大過程については, его же, Рост землевладения 参照。

(60) А. Х. Горфункель, Антицерковная борьба крестьян, стр. 252 - 255.

(61) Там же, стр. 255.

(62) Там же, стр. 257.

少に追い込まれたのだが、これさえ大量逃亡を予防しえなかったのである。⁽⁶³⁾

以上のようなベロゼルスキー修道院に関する事例を知るとき、我々はシイスキー修道院における農民の逃亡についても、それが単に飢えからの逃避現象ではなく、この時期に固有な、より深い社会的根源をもつ現象として理解する道が開けてくるのである。⁽⁶⁴⁾

(四)

本稿の最後に、我々は、この時期の農民闘争のイデオロギー的側面について、問題の所在だけ明らかにしておきたい。В. И. コレツキーは、この点に関して、農民嘆願書を農民の精神的雰囲気（настроение）を示す好個の史料として位置づけ、次のように述べている。「搾取の強化、農民の土地の横領、そして伝統に照しての関係の再検討、という封建領主の志向に対峙させて、これらの嘆願書のなかで、固有地農民は「往古」（《старина》）のスローガンを提起した。即ちドヴィナ郷のエメツ地区の農民嘆願書には、国有地農民—共同体員から修道院の農奴への彼らの転化に反対するプロテストが含まれている。農民は、アントニエヴォ・シイスキー修道院権力による封建的貢租の急増、バルシチナへの移行、彼らの土地の専権的管理に不満だった。彼らは、以前のように暮すことを望んだ⁽⁶⁵⁾。我々もまた、前節で、農民の「大公のもとで、シイスキー修道院のもとでなく」暮すことを求める、長期にわたる、執拗な闘争を具体的に検討してきた。このような「以前のように」「大公のもとで」暮すことを求める農民の精神的雰囲気は、周知の通り、従来「ナイーヴな君主制」（на-йвный монархизм）としてソヴェト史学で触れられてきた。中・近世ロシアの農民闘争のイデオロギーを、この点にだけ帰着させることはもちろんできないが、その枢軸的位置を占めることは確かである。そこで我々は、16・17世紀

(63) Там же, стр. 261.

(64) 17世紀後半から18世紀にかけての逃亡問題を扱った、拙稿「ラージン蜂起前夜の逃亡農民」『一橋論叢』73巻1号、1975年。同「〈領地管理令〉研究への一視角」『人文研究』（小樽商科大学）55輯、1978年参照。

(65) В. И. Кореецкий, Закрепощение крестьян, стр. 297.

の北ロシアから時間的にも空間的にもはみ出すことを恐れず、「ナイーヴな君主制」についての従来の主要な研究を整理しつつ、この時期の農民闘争のイデオロギー的側面について、若干の展望を試みることにしたい。

さて、我々の展望の出発点として、既に20年前に発表されたЛ. В. Черепнинの大著『14・15世紀ロシア中央集権国家の形成』の一小節「農民層のイデオロギー」⁽⁶⁶⁾を検討することは、あながち不当ではないであろう。Черепнинはここで、この時期の土地の係争に関する裁判史料 (судный список, правая грамота) を用いて、農民とくに国有地農民の「法的及び政治的見解」について「若干の知見」を引き出そうとしているからである。多少長くなるが、彼の見解の紹介からはじめることにしよう。

まず当時の農民にとって「国有地」(черная земля) とは一体、何であったか。Черепнинによると、それは次の四つの意味を持つものであった。(1) 大公の土地 (земля великого князя), (2) 私領ではない土地 (черная земля), (3) 国家の租税を賦課されている土地 (тяглая земля), (4) 行政的關係において世襲領の管理人によってではなく、選抜された農民権力のうえに立つ、大公の行政の代表者に従属する土地 (волостная или становая земля), である。国有地に関する農民の以上のような見解は、しかしながら、大公権力のそれと根本において対立・矛盾していた。なぜなら後者において、国有地の国家所有は、管理、接収、他領主へのその土地(と農民)の分与、というリアルな諸権利と結びついていたのに対して、国有地農民にあっては、自己の土地の大公権力への従属(国家にダニーを支払い、他の諸貢租を担う)の代りに、農民はその管理、永久的利用を委ねられている、と考えたからである。農民の意識においては、大公の土地は、貴族や修道院に所属する土地とは明瞭に区別されていたのである。

以上のような、土地は大公のものであるが、その法的所有者は農民である、という国有地農民の見解は、現実に根差したものでもあった。土地は古くか

(66) Л. В. Черепнин, Образование русского централизованного государства в XIV - XV веках. М., 1960. стр. 263 - 275.

ら、相続により農民家族へ伝えられてきた、という歴史的伝統、土地は農民の労働なしには不毛である、という現実的認識がそれを支えていた。こうした農民意識においては、封建的土地所有構造の複雑さ、その敵対的性格は理解されなかったし、またできなかった。農民は自己の土地を、貴族や修道院の侵略から大公権力によって守られている、自由で共同体的な農民的土地所有形態として、「理想的な秩序」で考えたのであり、ここから農民、とくに国有地農民への大公の好意と正義、という「ナイーヴな信仰」が生まれたのである。

こうした農民の階級意識の未発達と政治的イデオロギーの原初性の結果、彼らの反封建的蜂起は、ナイーヴな君主制的スローガンのもとで闘われた。大公による国有地防衛政策が、実際にそうであった封建国家の土地所有権の強化としてではなく、自由な農民的所有の防衛事業である、という幻想が創りだされたのである。そしてこの幻想を支えたのは、国有地における大公の名の普及（популярность）であった。大公権力は国家的中央集権化の事業の遂行にあたり、貴族の一部の反対を封じ込めるために、農民のこうした君主制的雰囲気を利用した。反封建的（即ち反貴族的、反修道院的）農民闘争は、こうして客観的には、中央集権国家の形成を促進したのである。国有地農民のこうした政治的意識は、農民と修道院の係争のさい、後者のために解決がなされた時でさえ、大公権力の階級性の理解を妨げた。裁判は、強力な聖俗領主によって自己の目的・利益のために利用されている道具と考えられた。ここから、モスクワへ「プラウダ」を求めて代表嘆願人（ходок）を派遣する、という農民の行動様式が生まれたのである。

チェレープニンは、ロシア農民の「ナイーヴな君主制的世界観」の形成を、およそ以上のように説明した。そしてこのイデオロギーが、農民の土地闘争において進歩的な要素を持ったと同時に、「彼らを闘争からそらす、多くの保守的なもの」を指摘した。即ち国有地管理の高権（верховное право）が大公に所属する、したがって国家への彼らの従属を封建的従属として直接には理解できなかった農民は、既述のように、聖俗の世襲領主による国有地の侵略に対して、一貫して大公の裁きを獲得しようとした。こうして、土地に対する国有地

農民の関係を基礎に成長したこのイデオロギーは、チェレープニンによると、現存の社会・政治的諸関係の不正確な理解に導き、実現不能な幻想によって農民の意識を欺き、農民の反封建的蜂起を、大公への嘆願を伴う、合法的な呼びかけの方向へ導いた、「結局のところ、保守的」なイデオロギーであった。

「ナイーヴな君主制的世界観」を国有地農民の土地に対する関係から発生した、より保守的なイデオロギーとする、以上のようなチェレープニンの見解は、現在に至るまで基本的には継受されている。例えばチェレープニンの国有地（封建的所有の変種）理解を批判し、15世紀末のロシアに封建的世襲領と国有地（その所有者は農民オプシチナ）、という「その本質において相異なる2つの社会組織」の存在を主張する A. И. コパネフ⁽⁶⁷⁾は、16世紀のドヴィナ農民の土地取引文書にしばしばみられる「大公の土地であり、私の所有」（《великого князя земля, а своего владения》）という常套向も、農民が大公の土地所有権を認めた、という法的意義を持つものではなく、農民の土地は国家領域の一部という意味で、即ち象徴として用いられた、解釈する⁽⁶⁸⁾。だがコパネフも、この形式が「幾分か、農民意識の『ナイーヴな君主制』を表現している」ことを認めるのにやぶさかではない。何故なら、封建領主の侵略に対する激しい闘争を反映している中央ロシアの文書によると、農民は自己の土地を守るさい、いつも大公への土地の所属という事実を前面に押し出したからである。君主＝土地の上級所有者という土地文書の形式も、「おそらく農民イデオロギーの特色の一つの表現」とみることができる、とコパネフも述べた⁽⁶⁹⁾。

更に最近、A. Д. ゴルスキーは、同時期の農民（国有地農民を含む）の土地闘争を扱った研究⁽⁷⁰⁾のなかで、チェレープニンの見解を更にもう一步、押し進め

(67) Ю. Г. Алексеев, А. И. Копанев, Развитие поместной системы XVI В, стр. 64 - 65.

(68) 幾つかのヴァリエントがある。《земля великого князя, а отцовское и мое посылъе》, 《земля царева и великого князя, а моего владения》, 《земля царя и великого князя, а владение наше》. А. И. Копанев 'Дипломатика, стр. 149. 時に「神の土地」（《земля божья》）という表現も用いられた。его же, Крестьянское землевладение, стр. 137.

(69) А. И. Копанев, Крестьянское землевладение, стр. 137.

(70) А. Д. Горский, Борьба крестьян за землю на Руси в XV - начале XVI в. М., 1974, стр. 169 - 176.

た。「ナイーヴな君主制」，これにゴルスキーによると，歴史的な概念であり，不変なものではない。ましてあるナロードに特有な現象ではない。これは，一定の歴史的状況によって生まれ，育成される，住民の一定層あるいは諸層の社会心理上の特色であり，歴史的な条件や住民層，その担い手に応じて変化するものである。中央集権国家形成期のロシア農民の「ナイーヴな君主制」の存在理由の一つ，その政治的根源は，外敵からの祖国防衛の組織者，野戦での戦闘の準備と進行を指導する，直接的に軍事指導者として公が演じた，あるいは演ずることのできた役割にあった（アレクサンドル・ネフスキー，ドミートリー・ドンスコイを想起せよ）。即ちモンゴール・タタールの侵略との，また北西からの十字軍の侵入との緊迫した闘い，という条件下で，軍事指揮者として自己の義務を誠実に遂行した公の役割は，特に重大であると民衆の眼には映ったこと，更にこの観念が，公的な封建的イデオロギーによって植えつけられ，支持されたことである。このこと（その政治的根源）は，説明する必要もない程明らかである。

だがこの時期には，他よりもより深く，どんな場合にもより持続的に作用した，「ナイーヴな君主制」の社会的根源が存在した。それはチェレープニンによって指摘された国有地（及び御料地）農民と封建領主との土地闘争と，この闘いにおける農民の側の利益という事実である。ゴルスキーによると，土地闘争における農民の勝利は，決して「実現不能」ではなかったばかりか，その勝利の事例は著しい数にのぼる。即ちもし土地の訴訟が，いつも，あるはほとんどいつも，封建領主の利益にだけ終わっていたならば，農民は，封建裁判の階級的役割の認識の結果ではもちろんなく，純粋に実践的考慮によって裁判へ訴えることを止めたであろう。リアルに考える経営主として，個々の農民あるいは農民共同体は，著しい物質的犠牲を伴う，また期待しえないこの裁判に出費しなかったであろうからである。したがって，いかなる場合でも，当時の農民の「君主制」に関して，無条件に「ナイーヴな」という形容詞を用い，あるいは彼らの期待を，同じく無条件に「実現不能な」と解釈することは，決してできないのである。

農民の嘆願書は、大公の裁判官、書記官及び検非違使の遅延と収賄、裁判手続きや測量規則の違反、大領主によるその黙認、等々について訴えた。15・16世紀初めの状況では、国有地（及び御料地）農民は、自己の期待を実現させることに成功したし、一時的にせよ、当該封建領主の侵略から自己の土地を守ることに成功したことを忘れてはならない。当時の農民は、周囲の状況をまったく理解しない、無知な人々ではなかった。従って彼らの土地闘争は、現実は何の土壤も持たない、叶えられないファンタスティックな期待に捉えられた「ナイーブな人々」(наивные люди)の闘争ではなかった。それを「ナイーブな君主制」と呼ぶことができるのは、農民が闘争の勝利を、中央集権化、大公権力の物質的基盤の強化のための、大公によるこの闘争の利用としてではなく、農民に対する大公の思遣(доброта)の結果と看做した点にあったのである。

ゴルスキーは、こうして農民による一連の土地闘争が勝利しえたことを強調するとともに、この勝利が逆に、彼らの君主制的幻想を支持、育成し、こうして闘争の鋭さと規模を鈍らせ、尖鋭な農民の階級闘争を、彼らの主要な階級的敵対者からそらした、という「自己の否定的側面」を持ったことも同時に指摘した。したがってゴルスキーは、自己の土地闘争研究に基いて、チェレープニンのロシア農民の「ナイーブな君主制的世界観」についての見解を批判した、というよりも、補強した、と位置づけることができるであろう。⁽⁷¹⁾

チェレープニン、そしてゴルスキーの研究により、我々は中央集権国家形成期のロシア農民（及び農民闘争）のイデオロギー的側面に関する問題の所在を、的確に知ることができた。またとりわけゴルスキーの視点は、我々が扱った北ロシアの一修道院の農民闘争についても、貴重な示唆を与えるもの、といえよう。だが14・15世紀（せいぜい16世紀初まで）の史料に基づく彼らの見解を、同じ国有地とはいえ、16・17世紀の北ロシアにそのまま当て嵌めることは、云うまでもなく大きな危険を伴う。一方ソヴェト史学は、農奴制形成期の農民闘争とそのイデオロギーについて、残念ながら専門的研究を持たない。⁽⁷²⁾

(71) ゴルスキーの国有地理解も、チェレープニンとほぼ一致している。Там же, стр. 32.

(72) 最も包括的なものは、В. И. Корецкий, Закрепощение крестьян, гл. V, であるが、イデオロギーについては、断片的な言及の域をでない。

ここで我々は、最後にこの点に多少とも触れている、A. A. プレオブラジェンスキーの17世紀ウラル・西シベリアの社会経済史研究⁽⁷³⁾を取り上げておこう。プレオブラジェンスキーもまた、「当時のロシア農民の思想的見解が、どんなに未熟な、ユートピア的な、宗教的偏見に巻かれた、明確な階級意識のない、曖昧なものであったとしても、それらは階級闘争の要素として研究され、考慮されなければならない」という立場から、民衆の「ナイーヴな君主制」に言及した。彼の議論は、かなり大雑掬なものであるが、その要点は、「ナイーヴな君主制」の本質を、ツァーリズムの「家父長制的民主々義」(патриархальный демократизм)として捉えることにある。若干の事例を引こう。17-18世紀初頭、国有地農民の間では、ツァーリに宛てて、直接個人及び集団の嘆願書を手渡すことがしばしば行なわれた。それに対するツァーリのグラモタが、嘆願人を通して直接送られてきたことは、なされた譲歩がたとえ取るに足らないものであったとしても、当事者には感銘を与えずにはおかなかった。また人々には、子供の頃から祈りとともにツァーリ＝ナロードの庇護者の観念が吹き込まれ、教会では、君主の「長年の健康」について短い祈祷が唱えられた。ツァーリの祭日には、時には年貢の滞納が許され、只酒(《погребное питье》)が振舞われた。そして人々が往来し、彼らを扶養し、永遠の安らぎを受け入れた大地もまた、「君主の」と呼ばれたのである。

更に、しばしば生起した住民と地方当局の決定的敵対に対して、ツァーリ権力は、「十分に弾力のある線」をつくりあげた。とくに官吏の濫用についての嘆願にさいして行なわれた搜索——多くの人々の審問を伴う、《повальный обыск》——は、上位権力の「正義」、社会の全階層への依怙鼻息のない関係、という観念をつくりだしたのである。ツァーリの《милость》の公布について、ナロードは自己の体験から、こうした約束が大抵、絵に画いた餅にすぎないことを確信していたが、このことは、より良き状態への変化への期待を吹き込んだ。こうして世代は代っても、期待は生きつづけたのである。⁽⁷⁴⁾

(73) A. A. Преображенский, Урал и западная Сибирь в конце XVI-начале XVIII века. М., 1972. стр. 350-366.

(74) プレオブラジェンスキーは、ここで「ナイーヴな君主制」の他に、分離派についても述べている(Там же, стр. 362-367.). だがこの点は、別の機会に扱いたい。

プレオブラジェンスキーは、こうしてロシア農民の「ナイーヴな君主制」が、以上のような日常的な「家父長制的民主々義」に根差しており、この「民主々義」が逆に彼らに、「ツァーリ政府の搾取者的本質の察知を鈍らせた力強い武器」となったことを指摘した。この点において、即ち民衆の側からのツァーリズム受容の基盤をついている点において、プレオブラジェンスキーの議論は、ゴルスキーの見解に繋がっている。そして我々の今後の考察も、日常的であるが故に看過されやすいこの点の再評価、あるいは再確認から出発しなければならない、と思われる。

[追記]

脱稿後、16世紀ドヴィナの農民的土地所有、農民経済、そして社会生活などの広汎な問題を扱ったコパネフの新著を入手した。(A. И. Копанев, Крестьянство Русского Севера XVIв. Л., 1978) 本稿で紹介した彼の最近の主張が、体系的に分析・叙述されており、シイスキー修道院所領に関しても、しばしば言及されている。だが本書の狙いは、ドヴィナにおける国有地農民の社会経済的諸相、その自治の実態、などを解明する点にあり、本稿に関連して、とくに付け加えるところはない。